

重点的な取組、共通的な取組

| 令和5年度の調達改善計画 | | | | | | | | | | 令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和5年9月30日) | | | | | | | |
|--------------|--------|------------------|---|---|-----|---------|--|----------|-----|---|---|-----|--|--|-------|--|---|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容 | 進捗度 | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) | | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の計画に反映する際のポイント |
| | | | | | | | (原則、定量的に記載) | 目標達成予定時期 | | | | | 定量的 | 定性的 | | | |
| ○ | | 随意契約の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたり随意契約となっている案件について要因分析を行った上で、ホームページで公表する取組を引き続き実施する。 ・随意契約によらざるを得ない調達についても、価格交渉を継続する。 ・契約監視委員会等の外部有識者による事後検証を実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達を引き続き拡充する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約による調達については、契約の性質が案件毎に異なり、即見直しとすることが実際は困難なケースも少なくないが、調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するためにも不断の見直しを行うことは不可欠であることから、主管課とも協力し、その改善に努める。 | A | 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたり随意契約となっている案件を、実施者が限られた要因を分析する等契約改善を引き続き図っていく。 ・外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を四半期ごと引き続き実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達については、前年度実績を上回る件数を確保する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。 | 年度末 | A | 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)」に基づき、契約の公表を引き続き実施。 ・複数年度にわたり随意契約となっている案件の実態把握及び要因分析を行い、結果をホームページにて公表。 ・外部有識者による事後検証を実施。 ・オープンカウンタ方式の実施要領(平成29年度策定)に基づき、右方式による調達の更なる拡充を実施。 ・企画競争による随意契約案件の見直しを実施し、総合評価方式へ移行を促進。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度随意契約で調達した2件を総合評価方式にて調達を実施(事業実施案件)。 ・3件の汎用物品において、オープンカウンタ方式による調達を実施(前年度上半期6件)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約における透明性の確保へ向け公表を引き続き実施。 ・随意契約において実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討を行う等、競争性のある契約への移行を促進。 | R5年9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約の性質が案件毎に異なるため、一律的な見直し基準を設けることが困難なため、案件の性質に応じた取組を行っている必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「調達改善計画」に基づく公表により、実態の把握や実施者が限られた要因の分析を行い、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行っていく。 ・随意契約については、引き続き、その透明性の確保、性質に応じた取組を行うとともに、調達方式の改善が可能と認められた案件については、随時それを実行していく。 |
| | ○ | 調達改善に向けた審査・管理の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたり一者応れとなっている案件を要因分析を行った上で、ホームページで公表する取組を引き続き実施する。 ・一者応れで受注している案件は、チェックリストの活用や事業者ヒアリング等により要因を分析するとともに、情報の共有や蓄積を図る。 ・資格要件の緩和、公告・準備期間の長期化及び調達規模の適正化を通じて、引き続き一者応れの改善に努める。 ・市場価格との比較がインターネットを利用して容易に出来る大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているおそれが高い案件について、合理的理由の存否の確認及び改善を検討する。 ・契約監視委員会における委員からの指摘事項については、改善策を検討すると共に、以降の契約監視委員会にて報告を行う取組を引き続き実施する。 | | A | 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去の改善実績を踏まえ、一者応れとなっていた案件について、5件以上を目標とし改善を目指す。 | 年度末 | A | 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・一者応れ案件を対象に事業者ヒアリング等により要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施。 ・複数年度にわたって連続して一者応れとなっている案件について、実態把握及び要因分析を行い、結果をホームページにて公表。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度一者応れとなっていた案件について、潜在的な事業者の発掘に努めたこと等により、12件において複数応れが確保され改善が図られた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「調達改善計画」の策定により行った一者応れ見直しの取組により、事業単位の見直し等を図り、競争性の確保が図られた。 | R5年9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・未だ一者応れである案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高く、市場規模が小さいことから、右結果は直ちに改善につながらない面があるが、調達スケジュールの見直しや潜在的な事業者の発掘等の取組を今後も継続して実行していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き調達改善及び一者応れの改善に努める。 |
| | ○ | 調達事務のデジタル化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・競争性、公平性、透明性等を確保しつつ、事業者の負担を軽減し、競争参加の機会を拡大するために、電子調達システムを利用した電子入札を実施する。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、さらに電子契約の締結を推進する。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 ・電子メールにて見積書や請書等を徴収することにより、調達事務の効率化を推進する。 | | A | 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告、調達仕様書等の調達情報については、原則、調達ポータルを活用して電子的に公開する。 ・電子調達システムの利用を周知徹底することにより、原則、電子入札案件とする(紙と電子の混合も含む)。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、前年度を上回る電子契約を行う。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 | 年度末 | A | 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・競争性の確保を継続するため、Webを活用した調達業務を実施。 ・電子契約の締結推進を調達担当者に周知。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・153件の入札案件において電子入札システムを活用(前年度上半期145件)。 ・電子契約9件締結(前年度上半期0件) | <ul style="list-style-type: none"> ・競争性の確保を継続するため、Web会議アプリを利用して説明会や審査などを実施。 ・電子契約の締結推進を調達担当者に周知。 | R5年4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子契約を行う際には相手方業者においても社内調整などが必要となることが多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・Web会議アプリを利用した説明会については、対面と遜色なく実施が可能であったため、今後もWeb会議アプリを利用して実施する予定。 ・より積極的な事業者への案内や声かけを通じて電子入札システムの活用を努める |
| ○ | | 調達予定情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の一般競争入札案件について、今年度の調達予定時期や前年度の契約金額(単個契約の案件については契約時の予定調達額)を年2回ホームページに掲載し(年度開始時に連年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を見直しものを掲載)、新規事業者の発掘のため積極的に情報発信を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者の発掘を行うことは、一者応れの改善や調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するために有効な方法のひとつであることから、当省ホームページを活用し、積極的に情報発信を行うもの。 | A | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、年度開始時に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を更新し、年2回の情報発信を行う。 | 年度末 | A | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度下半期分の一般競争入札案件につき、今年度における実施の有無、実施予定時期を主管課へ確認し、令和5年度における調達実施予定時期及び令和4年度の契約額を当省ホームページに掲載予定。 | B | — | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度上半期分の調達予定情報をホームページに掲載。 | R5年4月 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報発信により、前年度一者応れとなった案件について、5件程度を目標とし改善を目指す。 |

その他の取組

| 調達改善計画 | | 令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日) | |
|---|----------------|---|--|
| 具体的な取組内容 | 新規 継続 区分 | 取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか) | |
| | | 定量的 | 定性的 |
| 1 汎用的な物品・役務 汎用的な物品・役務の調達に関し、引き続き仕様や調達方式の見直しを行い、競争性の向上及び事務合理化を図る。 | 継続 | ・オープンカウンタ方式により3件の汎用物品において調達を実施(前年度上半期6件)。 | ・個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施。 |
| 2 システム関係経費 システム関係経費は、調達金額総額の大きな割合(10.4%)を占めており、国庫債務負担行為の活用(複数年度契約の検討)等を行い、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築に努めていく。また、前年に引き続き、随意契約改善の一環として、企画競争案件の見直しを実施し、総合評価落札方式への移行を検討する。加えて、専門的・技術的見地から調達の妥当性を確認するためにデジタル統括アドバイザー(デジタル庁併任)を活用していく。 | 継続 | ・国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結したシステム案件は5件(前年度上半期8件)。 ・6件(前年度上半期7件)のシステム案件において総合評価落札方式を導入。 | ・デジタル統括アドバイザーを活用し、決裁の前段階での仕様書の内容、単価、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業の段階においても右記アドバイザーによるヒアリングを実施し、システム関係経費のコスト削減等改善を実施。 |
| 3 調達改善環境の醸成 ・調達手続きに関する習熟 ・調達改善ノウハウの向上(省内HPの改定等) | 継続 | — | ・調達手続等の省内実務者向け研修を実施。 ・標準化契約書や調達手続決裁書等の改訂を適宜実施し、調達改善ノウハウの向上に努めたい。 |
| 4 調達情報の公開 電子調達システムにおいて、調達に係る仕様書、契約情報を公表し、引き続き、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る。 | 継続 | — | ・契約書案、仕様書等を電子調達システムにて公表することで透明性を図り、一般競争入札等における新規参入を促した。 |
| 5 クレジットカードの活用(クレジットカード会社を通じた水道料金の支払い) | 継続 | — | ・引き続き、水道料金の決済業務について、クレジットカードのパーチェシング方式を活用。現金の取扱い及び銀行へ直接出向く支払手続が省略され、事務コストを削減。 |
| 6 国庫債務負担行為の活用(上記2以外についても複数年度契約を検討) | 継続 | — | — |

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授(東京大学大学院法学政治学研究所)】 意見聴取日【令和5年10月12日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|---|---|---|
| ○政府の施策発信のデータにアクセスした一般国民が容易に情報活用を図れるような効果的な手法の検討について | ○政府の施策をホームページで国内外に発信するにあたり、最初に目に入るような箇所にエグゼクティブサマリーのように、一目で理解できるようなものを設け、一般国民がより活用できるよう検討することが望ましい。 | ○一般国民のより一層の理解促進のための取組を入札仕様書に反映していくよう検討していく。 |
| ○新規参入者の増加に向けた調達単位の検討について | ○随意契約によらざるを得ない案件であっても、実施対象地域のグルーピングなど、調達範囲を工夫することによって新規参入の可能性を高めることができるのではないか。 | ○事業の性質により一律とはいかないが、事務合理性や効率性の観点と照らして検討していく。 |

外部有識者の氏名・役職【三苦 裕・弁護士(長島・大野・常松法律事務所)】 意見聴取日【令和5年10月12日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|-----------------------------|---|--|
| ○共同調達案件における仕様の省庁間の調整について | ○複数省庁の共同調達案件である一般小口荷物輸送業務については、各省庁の業務量に大きなばらつきが生じている面があり、各省庁の事情が異なることもあろうが、連携を密にして仕様の見直しを検討していくことが望ましい。 | ○課題や問題意識について関係省庁との連携を密にして、適正な業務量の検討や業務効率化に努めていく。 |
| ○システムのコンサルティング業務の集約化の検討について | ○システムのコンサルティング業務に関して、計画段階と開発段階において、それぞれコンサルを置くよりも一体で調達した方が合理的になるのではないか。案件の性質や経緯に応じて検討していくべきである。 | ○財源を確保する段階から御指摘の点に留意して、より合理的な実施方法を検討していく。 |

外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士(宮本公認会計士事務所)】 意見聴取日【令和5年7月21日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|------------------------------|---|--|
| ○要人訪日の事前準備に備えた調達の合理化、効率化について | ○要人訪日の際に短時間の準備期間とならざるを得ないケースに備えて、あらかじめ関係事業者との間で仕様内容を整理しておくことにより合理化、効率化が図られるのではないかと。 | ○御指摘を踏まえ、要人の接遇に遺漏なきよう努め、調達の合理化、効率化に努めていく。 |
| ○システム調達における作業内容の精査について | ○システムの作業内容について、一見すると見積額が高額であると思われるものも見受けられるが、必要性を含めて作業内容を引き続き精査していくことが望ましい。 | ○システムの規模や内容により作業量にばらつきがあるが、見積額については引き続き精査していく。 |

外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士(エンデバー法律事務所)】 意見聴取日【令和5年10月12日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|-----------------------------|---|---|
| ○政府の施策発信にあたっての関係省庁との連携について | ○ホームページ掲載調達業務に関し、関係省庁と共同で実施している施策や連携しているものについては、最新情報へのアップデートや整合性が省庁間で図られているか、引き続き連携体制を密にしながらか実施していくべきである。 | ○関係省庁との間の日々の綿密な情報共有を引き続き行い、最新情報や整合性の確保に留意してホームページの更新業務を行っていく。 |
| ○予定価格の算定にあたっての見積内容の質の確保について | ○予定価格の算定にあたり、参考見積を資料とする場合でも、費用対効果について十分に内容を精査の上、成果とコストのバランスを踏まえた検討を行うべきである。 | ○予定価格の算定にあたっては、価格の要素に加えて期待する成果や効果についても十分に吟味して算定していくことに努める。 |

外部有識者の氏名・役職【増井 良啓・教授(東京大学大学院法学政治学研究所)】 意見聴取日【令和5年7月21日、令和5年10月12日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|----------------------------|--|--|
| ○複数部署で生じる同様の役務の一括交渉の検討について | ○外務大臣の外国訪問など、チャーター機運航業務については、省内の複数の部署がそれぞれ主体となることもあり、それらの部署が相互連絡をするなどして一括交渉を行うなど、経費の節減に努めることが望ましい。 | ○過去においては単価契約を行っていた実績はあるが、燃料費の高騰や為替の影響などにより、年間契約が困難な現状である。今後、情勢を見つつ、年間契約等の可能性を検討していく。 |
| ○不動産賃借物件の複数年度契約の検討について | ○物件の賃借で長期にわたり単年度で契約している案件については、複数年度契約を行うことなどにより、より経済性を確保することが可能となるのではないか。 | ○地域の特性やこれまでの契約の経緯を踏まえつつ、財源の点も含めて検討していく。 |